

魚津市告示第112号

魚津市通所型サービスA実施要綱の一部改正について
 魚津市通所型サービスA実施要綱（平成28年魚津市告示第118号）の一部を次のように改正する。

令和元年10月17日

魚津市長 村椿 晃

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

算定項目名	区分	算定単位	単位数
イ 通所型サービス費	(1) 事業対象者・要支援1に対する週1回のサービス	1月につき	1,625単位
	(2) 要支援2に対する週2回以内のサービス	1月につき	3,185単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対する1月の中で全部で4回までのサービス	1回につき	325単位
	(4) 要支援2に対する1月の中で5回から8回までのサービス	1回につき	335単位
ロ サービス提供体制強化加算	(1) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（I）イ	1月につき	72単位
	(2) 要支援2に対するサービス提供体制強化加算（I）イ	1月につき	144単位
	(3) 事業対象者・要支援1に対するサービス提供体制強化加算（I）ロ	1月につき	48単位
	(4) 要支援2に対するサービス提供体	1月につき	96単位

	制強化加算（Ⅰ）ロ		
	（５） 事業対象者・要支援１に対するサービス提供体制強化加算Ⅱ	１月につき	24単位
	（６） 要支援２に対するサービス提供体制強化加算Ⅱ	１月につき	48単位
ハ 介護職員処遇改善加算	（１） 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	１月につき	所定単位×59 ／1,000
	（２） 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	１月につき	所定単位×43 ／1,000
	（３） 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	１月につき	所定単位×23 ／1,000
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	（１） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	１月につき	所定単位×12 ／1,000
	（２） 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	１月につき	所定単位×10 ／1,000

備考

- イについて、従事者の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に70／100を乗じること。
- ハ及びニにおける所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計とすること。
- ニの算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とすること。また、（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とすること。なお、（１）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）又は（２）介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）のいずれかの加算を算定している場合には、その一方の加算は算定しないこと。
- サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度額の算定に含めないこと。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。